

○デジタル庁告示第十三号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 木原 稔

一 令和七年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。

二 令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。